

○外部評価対象事業選定資料(事務局案)

事業 通番	基本事業	所属		事業概要
9	総合型地域スポーツクラブの支援と各種体育、スポーツ団体の連携強化	教育委員会	生涯学習スポーツ課	・総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者までスポーツに親しみ交流でき、地域の活性化にも貢献しており、指導者の育成や自立にむけた支援を実施します。また、各種体育、スポーツ団体の連絡調整を行い、スポーツ活動の裾野の拡大をはかります。
2	児童虐待の防止	健康福祉部	家庭児童相談室	・児童虐待防止を身近な問題として理解を深めてもらい、早期発見・早期対応のための広報啓発や研修会を開催し、児童虐待防止対策に取り組みます。
13	地域医療の再構築	健康福祉部	健康推進課	・休日・夜間の急患に対応しつつ、2次医療の崩壊を阻止し、併せて入院から在宅療養に至るまでの切れ目のない一貫した医療が提供できるよう、地区医師会や在宅看護介護関係機関や関係者に理解と協力を求め、効果的な地域医療のあり方について検討を進めます。
15	地域包括支援センターの充実・認知症相談機能の充実	健康福祉部	地域包括支援センター	・地域包括支援センターにおける介護予防事業、認知症等の相談・サービスコーディネート機能の強化を図ります。
19	発達支援センターにおける就労支援と障がい者窓口相談の充実	健康福祉部	発達支援センター	・心身の発達に支援を必要とする人やその家族、支援者などを対象に、相談者の生活の向上・福祉の増進を目指す相談支援業務を行います。
29	農地利用集積の促進強化	環境経済部	農林水産課	・農地の利用集積については、これまでの取り組みの成果として担い手の確保が一定図られたことから、実際の利用集積率の向上をめざした指導を進め、他市他県に勝る強い農業経営を確立します。 ・集落営農組織の活性化に向けては、現在24の集落で組織化が図られていますが、米作についての共同化が課題であるため、補助事業等有効な支援対策を講じます。
30	地産地消の推進	環境経済部	農林水産課	・地元の農業者が作った顔の見える安心・安全な農産物を地域内で消費するシステムを構築することにより、地域内自給の向上を図ります。
36	里山、川、琵琶湖の環境保全	環境経済部	環境課	・ホテルが飛び交う川づくり、葦群落の再生、シジミが棲める琵琶湖再生活動、水源涵養としての里山保全事業等、山、川、農地、湖のつながりを重視した流域保全型の環境施策を実施します。そのために地域と密着して環境保全を進める団体の活動を支援し、その提案を積極的に取り上げ、協働・共同で施策を推進していきます。
51	コミュニティバスの見直しと新たな地域公共交通システムの運用	市民部	生活安全課	・コミュニティバスについてそのあり方を見直すとともに、市民の移動利便性の確保のためにどのような交通手段が必要なのかの検証を経て、効率よく市民の移動利便性を確保できる事業を実施します。
64	債権の管理体制及び手法の整備 (平成27年度新規掲載事業)	総務部	納税推進課	市の債権(強制徴収公債権、非強制徴収公債権又は私債権)を効率的かつ効果的に管理するため、債権管理条例等を制定して体系的に債権の管理体制及び手法の整備を図ります。 (1)管理手続きの制定 野州市債権管理条例、委任専決議決及び債権管理マニュアルを整備し、系統的に管理する。 (2)生活困窮者に対する支援 生活再建の支援を併せた納付相談を市民生活相談課と連携して実施する。 (3)滞納債権の一元管理体制 滞納債権の管理を一元管理方式に変更し、組織的に管理する体制を構築します。

○外部評価対象事業選定資料(事務局案)

事業通番	基本事業	所属		事業概要
H25	1 就学前保育の充実と幼保一体化の推進	健康福祉部	こども課	野洲市幼保一元化方針に基づき、現行の制度にとらわれることなく、子どもを主体とした就学前教育・保育を推進し、幼稚園・保育園施設整備する。一元化した施設の名称は『こども園』としている。
H25	28 ものづくりインストラクター養成スクールの開校と中小企業の経営改善指導	政策調整部	ものづくり経営交流センター	<ul style="list-style-type: none"> •ものづくり技術を次世代に伝承するため、退職者などベテラン人材を経営改善のインストラクターとして養成する。 •スクールを修了したインストラクターによる業務改善支援を実践し、生産力・収益力の向上による地域産業の活性化を推進する。
H25	44 生活再建・自立支援事業	市民部	市民生活相談課	生活困窮者の自立促進支援のため、総合的な相談と包括的・伴走型の支援、多様な就労機会の確保、家計再建支援と居住の確保等を行う。 *平成24年度までのパーソナルサポートサービス(事業通番43)の後継事業
H26	6 学校教育の充実を図るための支援体制の整備 特別支援教育の充実と生徒指導の充実	教育委員会	学校教育課 ふれあい教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> •障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな指導を進め、学校教育の充実を図るため、特別支援教育体制を構築する。 •心のオアシス相談員による不登校児童・生徒への支援体制を充実させる。 •いじめ対策支援員によるいじめ事象の早期発見・支援、指導を充実させる。
H26	29 災害時要援護者の把握と対象者情報の共有化	健康福祉部	社会福祉課	•災害時に要援護者の避難支援ができるよう、行政関係、民生児童委員、自治会長、避難支援者が必要な情報を共有を進める。
H26	36 商工業振興指針具現化事業	環境経済部	商工観光課	•事業を進めていくうえでの重要性・必要性・緊急性など優先度を考慮し、課題の検証、調査・研究をしながら、具体的な10事業をおおむね5年間で実行し、商工業の活性化・まちの賑わいづくりを進める。また、変化する社会情勢に対応するため、5年毎にこの指針を見直し、時代にあった事業を推進する。